

鹿屋体育大学学則第34条に定める卒業に関する申合せ

〔平成28年3月15日〕
学 長 裁 定

改正 平成29年11月9日
平成31年4月19日
令和3年7月1日

この申合せは、鹿屋体育大学学則(平成16年規則第2号)第34条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)の取扱いについて定めるものである。

- 1 早期卒業を申請することができる者は、次の各号の要件のすべてに該当する者とする。
 - (1) 2年次末までに90単位以上の単位を修得していること。
 - (2) 2年次末までに履修登録した授業科目のGPA評価が3.5以上であること。
- 2 前項に定める申請は、3年次前期履修登録開始日の前日までに次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。
 - (1) 早期卒業に関する申出書(別紙様式)
 - (2) 成績証明書
 - (3) 卒業研究の概要(プロポーザル)
- 3 早期卒業申請者に対する審査は、第2項の要件を満たす者について、指導予定教員の面接結果、学業成績、卒業研究の概要等を総合して行うものとする。
- 4 早期卒業の認定は、次の各号の要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。
 - (1) 在学期間が3年間に達していること。
 - (2) 3年次末までに卒業要件の124単位を修得していること。
 - (3) 3年次末までに履修登録した授業科目のGPA評価が3.5以上であること。
 - (4) 3年次末までに卒業研究を提出し、合格していること。
 - (5) 学生が3年次卒業を希望していること。
- 5 早期卒業申請予定学生は、2年次においてゼミナールIを履修することが望ましい。
- 6 この申合せに定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学学則第34条に定める卒業に関する申合せ(平成14年3月14日教授会決定)は、廃止する。

附 則(平29.11.9)

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前入学生の鹿屋体育大学学則第34条に定める卒業に関する申合せ(平成28年3月15日学長裁定)は、廃止する。

附 則（平3 1. 4. 19）

この申合せは、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令3. 7. 1）

この申合せは、令和3年7月1日から施行する。

別紙様式

早期卒業に関する申出書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

課 程
学 年
学籍番号
氏 名 (署名)

早期卒業を希望しますので、必要書類を添えて願います。

記

1. 希望理由 (今後の進路を含め具体的に記入すること。)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

2. 卒業研究指導予定教員名 (署名)

3. 添付書類

- (1) 成績証明書
- (2) 卒業研究の概要 (プロポーザル)

※修得単位数	単位
※GPA 評価	

(注) ※欄は、記入しないこと。